

<大学院保健学研究科（修士課程）における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

#### 1 審査体制

- ・学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会で決定した保健学研究科の3名以上の教授（主査1名、副査2名以上）をもって構成する審査会が行う。必要と認めるときは准教授又は講師をもって充てることができる。
- ・ただし、担当する修士論文の研究指導教員及び副研究指導教員は審査会の主査となることはできない。

#### 2 審査の方法

- ・審査委員は修士論文について、次の「3 評価項目及び基準」をもとに、試問し審査する。
- ・最終試験は、修士論文の発表会において行う。学位論文を中心として、これに関連する事項科目につき試問し、総合的に判定する。
- ・修士論文の発表会は、公開で行う。
- ・審査会は、論文審査及び最終試験の結果を、研究科長に文書をもって報告するものとする。
- ・修士論文の審査及び最終試験の可否は、審査会の報告に基づき、研究科委員会で決定する。

#### 3 評価項目及び評価基準

- ・保健学研究科において、修士の学位論文は、以下に掲げる評価項目および評価基準に基づき、総合的に審査する。
- ・評価項目には、研究の学術的意義、新規性・独創性、研究方法の妥当性、結果及び考察の論理性、論文の構成及び記述の適切性が含まれる。
- ・評価の基準は、研究の背景と目的の明確さ、適切なデータ収集と分析、首尾一貫した論理構成、適切な図表や引用文献の使用、並びに結論の妥当性を指標とする。
- ・修士論文作成にあたり、研究倫理を遵守しているか、並びに大学院の所定の手続きを適切に履行しているかという点も評価の対象とする。

#### 4 学位論文が満たすべき水準

大学院保健学研究科ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を満たすと認められる必要がある。修士論文は、これらの能力を修得したことを、明瞭かつ平明な文章で示すものでなければならない。